

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

Q 不要・遊休資産を発見したときは……

Q：当社では長い間使用していない資産があります。どうしたらよいでしょうか。

A：固定資産にも寿命はありますから、老朽化し、使用できなくなった不要・遊休資産がある会社も少なくないと思われます。

固定資産については、その管理者を決め、固定資産管理規程を作成・運用し、固定資産台帳に正確に記帳し、必要に応じて台帳と現物を照合するなどして、現物の消失や不要・遊休資産の早期発見、早期解消を図りたいものです。

不良資産は、早急に償却や処分を行って、流動化を図り、財務体質を強化し、次なる投資を考えていくことが大切といえます。

① 廃棄・売却する場合

→除却損、売却損益を求め計上します。

② 固定資産の評価減できる事実が発生した場合（例えば1年以上遊休状態であるなど）

→処分可能価額まで損金経理により評価減を行います。

③ 使用を廃止し、今後も通常の方法で使用する可能性がない場合

→有姿除却をし、「簿価－処分見込価額」を除却損として損金算入ます。

④ 稼働休止資産の場合

→単に生産ラインの入れ替え等で遊休となっただけで、いつでも稼働し得る状態のものは、通常通り減価償却ができます。

⑤ 補修・改良する場合

→資本的支出となるか修繕費となるか判定が必要です。

